

## えひめ認知症希望大使(仮称)推薦要領

### 1. えひめ認知症希望大使(仮称)の設置について

#### (1) 端緒

令和2年3月24日付け老発0324第2号厚生労働省老健局長通知「認知症本人大使「地域版希望大使」の設置について」により、都道府県において「地域版希望大使」の設置が求められており、本県では地域で暮らす認知症本人とともに普及啓発を進め、認知症になっても希望を持って生き生きと活動している姿を発信し、認知症への理解を深めていきたいと考え、「えひめ認知症希望大使(仮称)」を設置することとした。

#### (2) 目的

「愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画」(令和3～5年度)の政策目標「住み慣れた地域で安心して、自分らしく愛顔で暮らせる共生社会づくり」を実現するためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要である。

認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものと考えられ、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らしている姿を発信するために「えひめ認知症希望大使(仮称)」を設置する。

#### (3) 大使の活動内容

- ・ 愛媛県内で行われるイベント等での講演(年1回程度)  
[自らの体験や希望、必要としていること等について講演]
- ・ 市町等から依頼のあった活動(認知症サポーター養成講座への協力等)
- ・ 認知症施策への参画(ピアサポート活動等)
- ・ その他県が必要と認めた用務

※県は、認知症御本人の希望や体調を考慮した上で、参加可能な活動を行っていただき、認知症御本人が安心して活動できるようサポート体制を整える予定としています。

#### (4) 大使謝礼

- ① 県が依頼する活動については、県の定める基準による。
- ② ①以外の活動については、依頼元の基準による。

## 2. 候補者の推薦について

### (1) 候補者条件

- ・愛媛県内在住
- ・認知症の診断を受けていること
- ・認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携ができること
- ・本人の同意を得ていること

### (2) 推薦者数

人数制限なし

## 3. 候補者の選定

関係機関から推薦された候補者と面談を行った上で、えひめ認知症希望大使(仮称)の候補者を選定。別途選定した候補者から、えひめ認知症希望大使(仮称)を知事が委嘱する予定。(多数の推薦があった場合は、推薦書で審査の上、面談する人を選定する場合があります。)

えひめ認知症希望大使(仮称)の委嘱は、令和4年9月を予定。

[任期: 2年間、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。]

## (参考)

推薦依頼先

市町

認知症カフェ

介護支援専門員

グループホーム

認知症疾患医療センター

社会福祉法人慈光会(若年性認知症支援コーディネーター)

公益社団法人認知症の人と家族の会愛媛県支部